

## 横浜市会 議会のあり方調査会報告（第6回）

本調査会は、市会運営委員会の諮問事項のうち、「インターネット中継実施に向けての計画化とこれに伴う議会運営のあり方」について、市民に開かれた議会を推進する観点から検討してきたが、このたび、最終的な検討結果をまとめたので報告する。

### 《インターネット中継実施の放映方法等》

#### I 検討の経過及び趣旨

本調査会は、「インターネット中継実施に向けての計画化とこれに伴う議会運営のあり方」について諮問を受け、これまでに、平成16年11月1日及び本年4月7日に市会運営委員会あて、2回の報告を行った。

第1回（その1）では、本会議並びに予算特別委員会及び決算特別委員会（以下「本会議等」という。）について、生中継とオン・デマンド方式による録画中継により、本会議については本年第4回定例会から、予算特別委員会及び決算特別委員会については本年開催の決算特別委員会から実施すべきことなどを、また、第2回（その2）では、市民にとってよりわかりやすいものとするため、画像については、議長・委員長・質問者・答弁者のほか本会議で登壇する様子等を放映することや、テロップを表示することによりわかりやすい放映とすることなどを報告した。

その後、本調査会への諮問事項のうち、質問者の数等の会議の運営に関する事項については、市会運営委員会で協議が行われることとなったので、本調査会では、これまでの検討の経過を踏まえ、インターネット中継が円滑に実施され、市民にとって、わかりやすく、また、議会を身近に感じることができるものとなるよう、インターネット中継の放映方法や、モニター放映等の既存の他の広報手段等についてもさらに検討を重ねて、ここにインターネット中継実施に当たっての最終報告をすることとした。

## Ⅱ 検討の結果

### 1 放映実施に当たっての諸事項の整理

#### (1) 市民にとってわかりやすい放映方法の工夫等

##### ア 区役所での視聴環境の整備

インターネット中継の実施により、いつでも、どこでも議会中継を視聴できる環境が整うがインターネットへのアクセスはすべての市民が可能という状況にはない。

そこで、市民に身近な行政機関である区役所においては、庁内用ネットワーク回線により、議会中継の放映が可能となるので、各区役所庁舎の事情等に応じ、来庁者スペース等で放映できる環境の整備が期待されるところである。

##### イ 予算特別委員会及び決算特別委員会の放映方法等

予算特別委員会及び決算特別委員会においては、質問者と答弁者が一項目ごとに質問・答弁する、いわゆる一問一答方式がとられている。

そこで、インターネット中継において、このような審議方式の映像を視聴者にとってよりわかりやすく放映するため、インターネット中継実施に合わせて、質問者席、答弁者席及び委員長席の配置を工夫し、また、質問者と答弁者の双方を並べて表示する、「2画面放映」を必要に応じ実施する。

##### ウ 会議資料の表示

審議状況がよりわかりやすく、的確な情報として市民に伝達されるよう、本会議等の会議日程のほか、本会議における委員会報告書等の資料を関係情報としてホームページに掲載する。

##### エ 実施状況を踏まえた改善

今回のインターネット中継は、9月30日から予定する決算特別委員会から実施するものであるが、その後の状況を踏まえて、逐次、必要があれば検討し、本市会としてのインターネット中継の改善に努めるものとする。

## (2) インターネット中継による録画・録音の取扱い等

### ア 録画・録音の取扱い

生中継及び録画中継に関する個々の映像、音声等の情報については、横浜市が著作権を有するものであるため、その旨をホームページ上に明記する。

### イ 掲載期間及び保存年限

録画中継のホームページへの掲載は、原則として本会議等のあった日の2日後に行い、その掲載期間は、市民等の利便性を考慮し、4年間とする。

また、録画中継のデータの保存年限等に関する取扱いについては、会議録及び委員会記録と同様とする。

### ウ 会議録及び委員会記録との関係

法令の定めにより、文書による会議録及び委員会記録が公式記録であるとされることから、生中継及び録画中継に関する情報は、公式記録でない旨をホームページ上に明記するものとする。また、不穏当発言等が生じ、会議録又は委員会記録が調製される場合には、録画中継についてもそれに応じて調製するものとする。

## (3) インターネット中継に関する要綱の制定

これまでの検討を踏まえ、インターネット中継に関する取扱いを明らかにするため、実施に関する要綱（別添案参照）を定めるものとする。

## 2 インターネット中継と他の広報手段等との調整

### (1) モニター放映

モニター放映は、その内容がインターネット中継と重複することとなるが、市会に直接来庁した市民が会議を視聴できる仕組みであり、引き続き本会議等についても実施する。

また、インターネット中継によってデジタル映像のより鮮明な画像を配信することができるようになることから、モニター放映においても、本会議等についてはインターネット中継と同様の映像を放映するものとする。

さらに、常任委員会及び特別委員会（予算特別委員会及び決算特別委員会を除く。）について、インターネット中継が行われていない現状においては、

これらを含む会議について一律に録画・録音を認めることは適当でないため、現行のとおりとする。

## (2) 「ヨコハマ議会だより」

「ヨコハマ議会だより」に掲載される本会議の一般質問等については、インターネット中継により、いつでも、どこでもその全日程が視聴できる環境となるが、「ヨコハマ議会だより」は、インターネットを利用されない方にもご覧いただける文字媒体による議会広報であることから、引き続き実施する。

また、インターネット中継では、質問者等の氏名等がテロップ表示される一方、「ヨコハマ議会だより」は本会議の質問等について、会派の主張という観点から内容を選択して掲載しており、インターネット中継の表示とは性質が異なることから、インターネット中継実施に併せて、直ちに見直す必要はないものと考えられる。

## (3) テレビ放映等

定例会の中継などのテレビ放映については、「ヨコハマ議会だより」と同様に、インターネットを利用されない方にもご覧いただける議会広報であり、広報の充実という観点から、インターネット中継の実施後においても、テレビ放映がより一層多くの市民に視聴され、効果的な放映となることが望まれる。

なお、今回のインターネット中継実施に伴う本会議における質問人数の増加によって、現行の各会派の割り当て時間では議員1人当たりの放映時間が短くなることもあり、審議状況をよりわかりやすく放映する観点から、必要に応じて所管の団長会議において検討することが考えられる。

とのことで意見の一致を見た。

なお、インターネット中継に関連する議会内IT化・IT活用などについては、既に諮問されている項目の「議会のIT化」の中で、今後も検討を行っていくものであるが、インターネット中継実施については、この報告書が最終報告となる。

本調査会としては、前2回の報告と併せて本調査会が提言した事項が具体化され、市民にとってよりわかりやすく、市民が身近に感じることができる議会の推進に寄与するインターネット中継となることを期待するものである。

平成17年9月13日

## 横浜市会 議会のあり方調査会

座長 藤代 耕一(自民党)

副座長 森 敏明(民主党)

〃 仁田 昌寿(公明党)

委員 横山 正人(自民党)

〃 古川 直季(自民党)

〃 高梨 晃嘉(民主党)

〃 加藤 広人(公明党)

〃 杉山 典子(ネット)

〃 中島 文雄(共産党)

〃 若林 智子(無所)